

氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	名 称	所 在 地	事業の 種類	廃止年月日
株式会社清光 サービス	宇部市恩田町 三丁目三番一 五―五号	デイサービス 上町ほっとス マイル	宇部市上町一 丁目四番一八 号	介護予 防通所 介護	平成二五、 八、三一

山口県告示第四百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十五年十一月十五日

山口県知事 山本 繁太郎

氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	名 称	所 在 地	事業の 種類	指定年月日
医療法人かむ らクリニツク	山口市小郡下 郷三〇七の二	若菜東岐波へ ルパースデー シヨンス	宇部市大字東 岐波五四三六 の四	訪問介 護	平成二五、 九、一
Y O U 介護 サービス株式 会社	宇部市大字東 須恵二九二九 の七	ヘルパース テーション Y O U	宇部一 大字中 部一九二四 の一	"	"
企業組合ここ る大島	大島郡周防大 島町大字椋野 二〇八の八	訪問看護ス テーションこ ころ大島	大島郡周防大 島町大字椋野 二〇八の八	訪問看 護	一〇、 "
株式会社アツ トグリーン フアーマシー ン	山陽小野田市 大字東高泊一 六一四の七	中領薬局	山口市小郡下 郷三一九の七	居宅療 養管理 指導	"
株式会社Y I Cトラスト	宇部市大字妻 崎開作一〇一 四の三	第二希望苑デ イサービスセ ンター	宇部市西宇部 南四丁目一 番二号	通所介 護	"

山口県告示第四百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十五年十一月十五日

山口県知事 山本 繁太郎

氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	名 称	所 在 地	事業の 種類	指定年月日
Y O U 介護 サービス株式 会社	宇部市大字東 須恵二九二九 の七	ヘルパース テーション Y O U	宇部市大字中 部一九二四 の一	介護予 防訪問 介護	平成二五、 九、一
企業組合ここ る大島	大島郡周防大 島町大字椋野 二〇八の八	訪問看護ス テーションこ ころ大島	大島郡周防大 島町大字椋野 二〇八の八	介護予 防訪問 看護	一〇、 "
株式会社アツ トグリーン フアーマシー ン	山陽小野田市 大字東高泊一 六一四の七	中領薬局	山口市小郡下 郷三一九の七	介護予 防居宅 療養管 理指導	"
株式会社Y I Cトラスト	宇部市大字妻 崎開作一〇一 四の三	第二希望苑デ イサービスセ ンター	宇部市西宇部 南四丁目一 番二号	介護予 防通所 介護	"

山口県告示第四百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保
安林を次のように指定する予定である。

平成二十五年十一月十五日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 保安林予定森林の所在場所
長門市油谷久富字越埜九四、七〇八、九四〇
- 二 指定の目的
水源の涵養
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
長門市油谷久富字越埜九四（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、長門市森林整備計画で定める標準
伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済観光部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林予定森林の所在場所
 下関市大字吉田字中ノ岳 一から四まで、六一の一、字西ケ迫六三、六九、七二、七三、七五、字一ノ馬場七六一、七六一、字牛ノ口七七の一、四、菊川町大字貴飯字高見城一七七の三、一七七の五、菊川町大字蒲生野字深坂六二八の二三、六二八の二四 (次の図に示す部分に限る。)、豊田町大字殿敷字堤迫南平七五〇の一、七五〇の八 指定の目的
 二 土砂の流出の防備
 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 下関市大字吉田字中ノ岳 一から三まで、六一の一・字西ケ迫六三・六九・七三・七五・字牛ノ口七七の一の四 (以上九筆について次の図に示す部分に限る。)、菊川町大字貴飯字高見城一七七の五、菊川町大字蒲生野字深坂六二八の二三、六二八の二四・豊田町大字殿敷字堤迫南平七五〇の一 (以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 3 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百四十四号

建築基準法施行細則(昭和五十九年山口県規則第三十号)第十九条の規定により、次

の建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の廃止を承認した。
 その関係図面は、柳井土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。
 平成二十五年十一月十五日
 山口県知事 山本 繁太郎

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地に係る土地の面積 (平方メートル)
熊毛郡田布施町大字下田布施字下国信七二〇の一三、七二〇の一四、七二〇の一六及び七二五の二三	四・〇	四二・四	一六八・〇五



(三八五) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。
 同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十五年十二月二十四日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県山口県民局において公衆の縦覧に供します。
 平成二十五年十一月十五日
 山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日
 平成二十五年十月二十一日
 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名 称 あくしゅ
 代 表 者 の 氏 名 藤田 久美
 主たる事務所の所在地 山口市大市町三番三号
 三 定款に記載された目的
 自閉症スペクトラム児(者)、発達障害児(者)及びその家族について、地域社会への理解・啓発や支援に関する事業を行い、障害福祉という視点から、本人や家族及

び地域で共に生活する人たちが安心して豊かな日常生活を送ることができるような地域社会の創造に寄与すること。

(三八六) ふぐ処理師試験の実施

ふぐの処理の規制に関する条例(昭和五十六年山口県条例第一号。以下「条例」という。)第十六条の規定により、ふぐ処理師試験を次のとおり実施します。

平成二十五年十一月十五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 試験の日時及び場所

(一) 学科試験

1 日時

平成二十六年二月十二日(水曜日)午前十時から正午まで

2 場所

山口市滝町一番一号
山口県庁職員ホール

(二) 実技試験

1 日時

平成二十六年三月十二日(水曜日)午前九時から

2 場所

山口市富田原町一番一八号
公益財団法人山口県学校給食会

二 受験資格

学科試験にあつては、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者(条例附則第四項の規定により同条に規定する者とみなされる者を含む。)(三年以上ふぐの処理の業務に従事したものであること。)

実技試験にあつては、学科試験に合格した者であること。

三 受験願書の受付期間

平成二十六年一月六日(月曜日)から同月二十二日(水曜日)まで(郵送の場合、一月二十二日までの消印のあるものは、有効とする。)

四 受験願書等の提出先

五 提出書類等

(一) 受験願書

(二) 履歴書

(三) 写真(縦三・六センチメートル、横二・四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)

(四) 最終学校の卒業証明書(氏名が卒業証明書記載の氏名と異なる場合は、戸籍の謄本又は抄本を添付すること。)

(五) ふぐ処理業務従事証明書

(六) ふぐの処理の規制に関する条例施行規則(昭和五十六年山口県規則第五十号)第十一条第四項の規定により学科試験が免除される者にあつては、(四)及び(五)に掲げる書類に代えて学科試験に合格したことを証する書類

六 受験手数料

一万五百二十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

八 その他

(一) 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「ふぐ処理師試験受験願書等請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十センチメートル以上、横二十一センチメートル以上のもの)を同封すること。

区分	提出先
県内にふぐの処理の業務に従事する事業所(以下「事業所」という。)がある者	事業所の所在地を所管する保健所
県内に事業所がない者で、県内に住所があるもの	住所地を所管する保健所
県内に事業所及び住所がない者	山口県環境生活部生活衛生課(山口市滝町一番一号)(郵便番号七五三-八五〇-一)

(一) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課（電話〇八三―九三三―二九七四）にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(三八七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十五年六月二十五日山口県公告（一九五）に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十五年十一月十五日から同年十二月十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年十一月十五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コープどうもん店

所在地 山口市道場門前一丁目一〇番五号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三八八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十五年六月二十五日山口県公告（一九六）に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十五年十一月十五日から同年十二月十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年十一月十五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コープいずみ店

所在地 山口市泉町一五〇の一

二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コープどうもん店

所在地 山口市道場門前一丁目一〇番五号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三八九) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、山口地方務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十五年十一月十五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 作業の種類

公共測量（基準点測量）

二 作業の地域

周南市大字徳山

三 作業の期間

平成二十五年十一月一日から平成二十六年二月二十八日まで



山口県選挙管理委員会告示第百二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十五年十一月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	考出(届出年月日)
松陰至誠塾	木村 泰啓	柴田 安広	萩市大字細工町75の11		平成25、10、28
躍動する山口を創る会	小澤 克介	椛梨 博一	山口市駅通り2丁目3番23号		〃 〃 4
山口市民倶楽部	牧野 敏也	秋本佳代子	〃〃号 古熊 / 丁目6番		〃 〃 28

山口県選挙管理委員会告示第百二十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七十条第一項の規定による届出があった政治団体の運動事項は、次のとおりである。

平成二十五年十一月十五日

山口県選挙管理委員会 中村 正昭

政治団体の名称	異動事項	異動内容		備考(届出年月日)
		新	旧	
自由民主党山口県ときわ会支部	代表者	前田 修二	国森 武徳	平成25、10、23
	会計責任者	木本 孝司	前田 修二	
自由民主党由宇支部	代表者	豊中 俊行	村田 昭輔	〃 〃 3/
	会計責任者	出雲 忠	森重 正憲	
維新政党・新風山口県本部	〃	岩国市由宇町中央2丁目9番7号 下関市豊浦町大字川棚7277の3	岩国市由宇町南3丁目17番22号 下関市豊北町大字徳部843の3	〃 〃 1/8
	代表者	豊田 博子	富山 利己	〃 〃 1/5
坂ノ井徳後援会	代表者	藤中 秀幸	辻 堅太郎	〃 〃 1/6
	会計責任者	柳井 卓正	藤中 秀幸	
税理士による山本しげたろう後援会	代表者	柳井 卓正	藤中 秀幸	〃 〃 1/6

事務所	代表者	事務	考出(届出年月日)
岩国市今津町下久原411の4	川村 正司	西村幸博後援会	〃 〃 23

山口県選挙管理委員会告示第百二十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十五年十一月十五日

山口県選挙管理委員会 中村 正昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
上野塾長州哲志会	塚原 周一	高本 大助	萩市大字樺東5119	平成24、12、12
中村ひろひこ山口後援会	麻生 孝行	川本 肇	宇部市大字西岐波4428の1	平成25、9、30
平成維新長州塾	木村 泰啓	柴田 安広	萩市大字樺東5119	平成24、12、12

平成二十五年十一月十五日印刷

発行所 山口県知事